

千医健第30号
令和6年2月22日

事業主様

千葉県医業健康保険組合
理事長 永 嘉 嗣
(公 印 省 略)

介護保険料率決定通知書

当組合が国へ負担する介護納付金は、年度毎に決められることとなっており、それに見合う介護保険料率も毎年度改定されることとなります。

このことにより、当組合の令和6年度介護保険料率を「1,000分の18」から「1,000分の17」に改定し、下記のとおり決定となりました。

なお、決定後の介護保険料率は、令和6年3月分保険料(令和6年4月納付分)から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和6年4月分保険料から適用となります。

記

1. 内 訳

(変更前) 令和5年3月分保険料(4月納付分)から適用

事業主	9.00/1,000
被保険者	9.00/1,000
	<hr/>
	18.00/1,000

(変更後) 令和6年3月分保険料(4月納付分)から適用

事業主	8.50/1,000
被保険者	8.50/1,000
	<hr/>
	17.00/1,000

2. 変更理由

当組合の令和6年度介護保険第2号被保険者の納付すべき介護納付金に見合う料率の設定を行うため